

鳥取県新型コロナ安心対策認証店審査要領

1 目的

この要領は、県民が新型コロナウイルス感染症に対して安心して利用できる施設を認証し公表することで、感染に対する県民の不安感を解消するとともに、これら施設の利用促進を図ることで、経済活動の回復に繋げることを目的とする。

2 認証の対象

認証の対象は、鳥取県内に所在する施設であって、鳥取県版新型コロナウイルス感染拡大予防対策例や各種業界団体作成のガイドライン等を基に手順書を作成し、感染拡大予防対策に自ら取り組む施設とする。

3 認証基準

認証基準は、次のとおりとする。

- 1) 施設が実施する新型コロナウイルス感染拡大予防対策（以下「感染防止対策」という。）を手順書（県が示すチェックリストに事業者が記入したものを含む。以下同じ。）として作成し、事業者及び従業員に周知されていること。
手順書の内容は、県が作成した事業者向けの新型コロナウイルス感染予防対策例又は業界団体が作成した新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（以下「ガイドライン等」という。）の全ての項目を適用していること。ただし、営業の形態、施設の構造、その他特別な理由により感染予防対策上支障がないと認められる場合は、項目の一部を適用しないことができる。また、必要に応じて類似した業種の感染拡大予防ガイドラインの対策を適用できる。
- 2) 施設において実際に感染防止対策が行われていること。

4 認証の手続

(1) 申請

認証を受けようとする施設を管理又は運営する事業者は、施設ごとに次のア及びイに掲げる書類をエに申請するものとする。

- ア 申請書 様式第1号によること
- イ 添付書類 手順書、施設の図面（窓、換気扇の場所及び手洗い設備・消毒設備の場所を示したもの）
- ウ 申請部数 1部
- エ 申請場所 ぐらしの安心推進課

(2) 現地調査

ぐらしの安心推進課（県中部又は西部の施設にあつては各総合事務所）職員若しくは県から委託を受けた者が任命した者（以下、「職員等」という。）は、施設の現地調査を行い、申請書をもとに該当するガイドライン等を満たす感染防止対策が講じられているか確認する。

(3) 申請書及び感染防止対策の補正

県職員等が現地調査を行った結果、感染予防対策の効果又は妥当性に疑義がある場合は、必要に応じてアドバイザーに助言を求めた上で、手順書又は感染防止対策の補正を行うよう事業者へ通知するものとする。また、職員等が必要と認めた場合は、アドバイザーに現地調査を依頼するものとする。

(4) 審査・認証書の交付

(2)の現地調査及び申請書を審査した結果、ぐらしの安心推進課職員が該当するガイドライ

ン等を満たす感染防止対策が講じられていると認めた施設(以下「認証店」という。)には、様式第2号に定める認証書及び認証店ステッカーを交付する。

(5) 申請書の取下げ

事業者が(4)の認証書の交付を受ける前に申請書を取下げる場合は、取下げ届(様式第3号)を提出すること。

(6) 認証にかかる事項の変更届

認証店において、次に掲げる事項に変更があった場合は、事業者は届出書(様式第4号)に認証書、変更内容を確認できる書類(変更後の手順書、図面等)を添えてくらしの安心推進課に届け出ること。なお、手続の方法は、以下ア～ウの場合は(2)の新規の認証に準じて行うこと。

また、変更事項に係るアドバイザーへの意見照会は、感染防止対策を緩和する場合等、必要に応じて行うこととする。

ア 感染拡大予防対策の手順書の変更(誤字、体裁の変更など軽微なものを除く)

イ 事業所における感染拡大予防対策の変更

ウ 事業所の構造、設備の配置等の変更

エ 住所(法人の場合は、主たる事務所の所在地)

オ 氏名(法人の場合は、名称、屋号、又は商号)

(7) 再交付申請

上記(6)のエ、オに該当する場合、又は、認証書を破損、汚損、亡失した場合で再交付が必要な場合には、事業者は届出書(様式第5号)により、くらしの安心推進課に申請すること。

5 廃止の届出

事業者が認証店を廃止したとき、または認証事業者が認証の辞退を希望する場合は、事業者は廃止届(様式第6号)に認証書を添えて、くらしの安心推進課に届け出ること。

6 認証の取り消し

県は、認証店において以下の事項が明らかになった場合、認証を取り消すことができる。

(1) 認証店において新型コロナウイルス感染症の集団感染が発生した場合(明らかに施設側に集団感染発生の原因がないと認められる場合を除く)

(2) 7の立入検査において、感染防止対策に係る指導に従わない場合、又は正当な理由なく検査に応じない場合

7 立入検査・指導

(1) くらしの安心推進課は、次に掲げる場合に、職員等に命じて、手順書のとおり管理されているかを確認するため立入検査を実施することができる。

ア 申請書が提出されたとき

イ 施設の構造・設備等に係る変更届が提出されたとき(4(6)ア～ウに該当するとき)

ウ 認証後又は立入検査から3か月(立入検査において感染防止対策の不備がなかった場合は、6か月)を経過したとき

エ 認証店の感染防止対策に対する通報等があったとき(但し、軽微な事項については電話等により状況確認及び口頭指導とする)

オ その他、くらしの安心推進課が必要と認めたとき

(2) 上記(1)の立入検査の結果、不適切事項が確認された場合は、立入検査指導票(様式第8号)により改善を指導する。

(3) 立入検査指導票により指導した場合は、書面(様式第9号)により改善結果の報告を求める。

8 身分証明書

県から委託を受けた者が上記7の立入検査を実施する際は、県が発行する様式第7号に定める身分証を立入先の事業者に提示することとする。

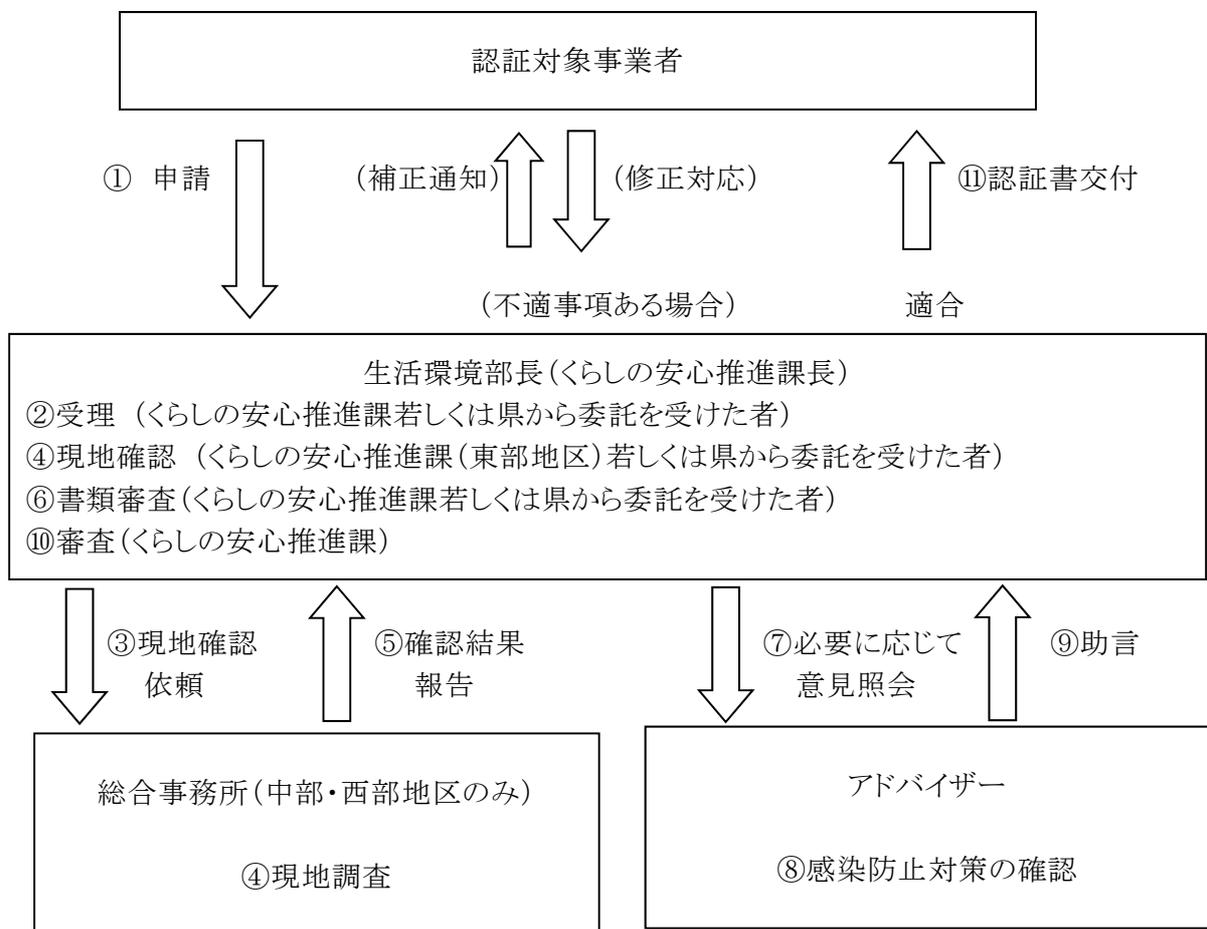
9 事業者への相談対応

職員等は、事業者が行う感染防止対策に関して適切な指導及び助言を行うこと。また、事業者から認証に係る事前相談を受け付けた場合は、県等へ速やかに情報提供すること。

10 制度の見直し

この要領は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえて、2年を目途に見直しを行う。

11 事務処理系統図



附則

この審査要領は、令和2年6月19日から施行する

この改正は、令和2年10月19日から施行する。

この改正は、令和3年4月27日から施行する。

この改正は、令和3年11月19日から施行する。